

押印見直しに伴う手続きの変更について

手続きの簡素化及び利便性の向上を図るため、狭あい協議において求めている押印について、その必要性について検証し、見直しを行いました。令和4年8月1日からの取り扱いになりますので、申請の際はご注意ください。

新旧対象表

提出様式		旧		新	
		建築主	土地所有者	建築主	土地所有者
様式1	狭あい道路確認願	記名	記名+押印	記名	記名
様式2	後退線及び後退用地届	記名+押印	記名+押印	署名※	署名※
様式3	後退用地（暫定後退用地）に関する同意書	記名+押印	記名+押印	署名※	署名※
様式4	後退杭（暫定後退杭）設置完了届	記名	記名+押印	記名	記名

※署名が困難の場合、「記名+押印（実印）+印鑑登録証明書」も可とする。

注 意!!：手続きの委任を行う場合は、委任状が必要になります。

委任者及び代理人の氏名住所〔委任者は記名・押印（実印）〕・委任内容・日付を記載の上、委任者の印鑑登録証明書を添付して提出してください。

■用語の定義

署名：文書に自分の氏名を自署すること。

記名：文書に印刷、代筆、ゴム印等によって自分の氏名を記載すること。

実印：市町村または法務局（法人の場合）で印鑑登録をした印。

提出書類一覧

- 『狭あい道路確認願』（様式第1号）【2部（正・副）】
（添付書類）
 - 付近見取り図（住宅地図等のコピーで可）
 - 公図の写し（申請敷地、隣地・対向地が入ったもの）
 - 現況図

【寄付有りの場合は、以下の書類について省略】

- 『後退線及び後退用地届』（様式第2号）【2部（正・副）】
（添付書類）
 - 後退用地の土地所有者を確認できる図書
（「土地登記事項証明書」、「固定資産税証明」等）
 - 敷地図（道路幅員がわかる図面に、後退用地、後退杭設置場所を加えたもの）
注意：現況幅員、道路中心から2mの寸法及び、敷地境界から後退線までの寸法を明示してください。
- 『後退用地に関する同意書』（様式第3号）【1部】
- 『後退杭設置完了届』（様式第4号）【1部】